



中野区子ども読書活動推進計画



平成 19 (2 0 0 7) 年 2 月
中野区教育委員会

目 次

第1章	本計画の基本的考え方	2
1	計画策定の背景	2
2	計画の性格	3
3	計画の目指す将来像	3
4	計画の目標	3
5	計画の期間	4
6	目標の達成指標	4
第2章	子どもの読書活動推進のための取り組み	5
1	家庭・地域	5
(1)	家庭・地域における読書活動の意義と現状	5
(2)	今後の家庭・地域における読書活動推進の取り組み	6
2	図書館	8
(1)	図書館における読書活動の意義と現状	9
(2)	今後の図書館における読書活動推進の取り組み	10
3	学校	13
(1)	学校における読書活動の意義と現状	13
(2)	今後の学校における読書活動推進の取り組み	15
別表	計画事業一覧	17
	参考資料	20
	検討経過	37

第1章 本計画の基本的考え方

1 計画策定の背景

テレビ、ビデオ、インターネット等の子どもをとりまく情報メディアの急速な発展など社会の変化にもかかわらず、読書の重要性は変わるものではありません。

読書とは、文字によって表現された世界を自分が持っている知識や体験に照らして読み、理解し、新しい知識に変えていくという行為です。人間は読書を通じて、想像力を豊かにし、また、社会や自然に対する興味や関心を広げ、より充実した人生を送るための情報活用能力や思考力を養うことができます。

子ども時代から、読書に親しみ、読書の習慣を身につけることは、まさに人生をより深く生きる力を獲得することでもあります。

国は平成13(2001)年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定めるとともに国及び地方公共団体の責務等を明らかにしました。そして、平成14(2002)年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成15(2003)年3月には東京都が「東京都子ども読書活動推進計画」を策定しました。

中野区教育委員会は、これまで子どもの読書活動を推進するための事業を様々な分野で展開してきており、一定の実績をあげています。とりわけ、区立図書館が行う学校との連携事業については、長年の取り組みに対して、平成15(2003)年4月文部科学大臣から表彰を受けています。

中野に育つ子どもたちが、より一層本に親しみ、読書を通じて一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育むために、計画的、継続的な子どもの読書活動推進のための取り組みが必要と考え、中野区教育委員会は「中野区子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

2 計画の性格

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づく計画であり、「中野区基本構想」及び「中野区教育ビジョン」を踏まえて、中野区における今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みの体系を示すものです。

子どもの自主的な読書活動を支援するための環境整備を図る観点から、家庭・地域、図書館、学校のそれぞれが果たすべき役割と関係機関の連携による取り組みについて明らかにしています。

3 計画の目指す将来像

計画が目指す中野の将来像を、次のように描きます。

中野の子どもたちは、日頃から読書に親しみ、本を使って課題が解決できるようになっています。保護者や、子どもに接する大人は、子どもの読書活動に関心を持ちその意義を理解しているとともに、自らも読書に親しんでいます。家庭では、子どもと一緒に本を読んでコミュニケーションを図ったり、自分が本を読んでいる姿を子どもに見せています。

また、地域社会では、子どもの読書活動を支援するために様々な機関が連携して取り組んでいます。子どもの読書活動の推進に情熱を持つ大勢の大人たちが、さまざまな場所でのお話や絵本の読み聞かせなどの活動を行い、子どもに本の魅力を伝えています。

4 計画の目標

- (1) 子どもが区立図書館を利用して、読書を楽しんだり、知識を得たりしている。
- (2) 地域のボランティアが育ち、本と子どもを結びつける役割を担っている。
- (3) 学校では、学校図書館の活用により、子どもの読書活動が推進されている。
- (4) 学校図書館が地域に開放されて、子どもがいつでも本を読んだり、本を使って課題を解決している。

5 計画の期間

平成19(2007)年度～平成23(2011)年度の5年間とします。

6 目標の達成指標

計画の目標の達成度を測るため、次の指標を設定し、目標値の達成をめざします。

(1)区立図書館の子ども(区民)の登録率

現状〔平成18(2006)年11月1日現在〕 40.7%

目標〔平成23(2011)年度〕 50%

(2)区立図書館の子ども(区民)の図書貸出冊数

現状〔平成17(2005)年度〕304,469冊

目標〔平成23(2011)年度〕350,000冊

(3)図書館で実施されるおはなし会の参加児童数

現状〔平成17(2005)年度〕 8千人

目標〔平成23(2011)年度〕 1万人

(4)一斉読書を実施している学校数

現状〔平成18(2006)年度〕 全校

目標〔平成23(2011)年度〕 継続

(5)地域に開放されている学校図書館の数

現状〔平成18(2006)年度〕 未実施

(夏休みなどに地域利用の実績のある学校図書館 2か所)

目標〔平成23(2011)年度〕 3か所

「子ども」は18歳以下を指す。

第2章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1 家庭・地域

< 子どもによりよい読書環境を・・・保護者・地域のみなさんへ >

家庭や地域においては、子どもが多くの本と出会い、読書の楽しみを体験し、家族や親しい人々とその喜びを分かち合う機会を持つことが大切です。

子どもに絵本を読み聞かせる時間を持ったり、一緒に読書の機会を持ちましょう。大人が自ら読書する姿勢を子どもに見せることも必要です。そして、本をきっかけとして子どもとのコミュニケーションを深めていきましょう。

また、図書館や児童館等地域の子ども施設などで行われるおはなし会などの行事に、積極的に子どもを参加させましょう。

(1) 家庭・地域における読書活動の意義と現状

乳幼児期の子どもに絵本を読み聞かせることは、子どもが本に興味を持ち、本が好きになるための大切な第一歩です。すぐれた絵本を仲立ちにして、耳から聴く言葉の世界のすばらしさに導かれて、本の中に繰り広げられる世界に誘われ、やがて自分でその世界を探ってみようという意欲がかきたてられます。子どもは読み語られる声を通して、生涯忘れることのない感動を心の中に受けとめるのです。

保育園・学校の現場やPTAからは、子どもの本を読む機会や時間が減少して、本のおもしろさに出会う機会が減ってきているのではないかとの声が聞かれます。

一方、図書館や児童館などで子どもにお話や読み聞かせの活動を行っているボランティア団体等からは、子どもが本と出会い、感じる喜びや本を読む力は今も昔も変わらないとの声も聞かれます。図書館のおはなし会には年間約 8,000 人もの参加があり、子どもたちは生き生きとしてお話を傾けています。

子どもの読書意欲を引き出すためには、身近により本が揃えられていることが大切です。しかし、子どもにどのような本を読ませたらよいのか、わからないという保護者からの相談が区立図書館にも寄せられています。

(2) 今後の家庭・地域における読書活動推進の取り組み

地域ぐるみの読書に関する理解促進

「子ども読書の日」(4月23日)を中心として、図書館ホームページや区報など様々な手段を使って、家庭での読書を呼びかけます。また、子ども関係団体の自主的な取り組みを促すとともに、書店の協力を求めるなどして、地域ぐるみの読書活動の推進に取り組みます。

「子ども読書の日」を中心とした普及・啓発活動

未実施 → 実施(新規)

青少年の健全育成に関わるボランティア団体や地区教育懇談会及び家庭教育学級等の区民の自主的な活動に対して、図書館は子ども読書活動に関する情報提供を積極的に行い、啓発に努めます。

地区教育懇談会等の場を活用した情報提供及び啓発の実施

未実施 → 実施(新規)

幼稚園、保育園での読書教育の充実

区立図書館団体貸出や区立図書館の本の再活用などにより、絵本コーナーの設置・充実を図ります。

区立図書館の団体貸出登録をしている幼稚園・保育園

33園 → 42園

保護者にむけて、区立図書館から絵本や読み聞かせに関する情報提供を行います。

乳幼児向けブックリストの配布

全園児に配布 → 内容充実

学校図書館の利用拡大

学校図書館の放課後などの利用を拡大します。また、就学前の子どもとその保護者を対象として、施設整備や図書の実充を図り、学校図書館の地域利用の拡大を図ります。

地域に開放されている学校図書館

未実施 → 3か所(新規)

家庭での絵本の読み聞かせや子どもの読書への支援

中央図書館では、子どもの本の選び方や子どもへ本の手渡し方などについて伝えるため保護者向けに「児童書講座」を実施しており、引き続き継続していきます。

児童書講座の開催

年 1 回開催 → 内容充実

各地域図書館において、保護者の読書意識の向上を図るため、図書館職員やボランティアの力を活用して、新たに「絵本講座」を実施します。

各地域図書館における「絵本講座」の実施

未実施 → 実施（新規）

図書館ホームページや教育委員会生涯学習広報紙「ないせす」等を活用して、子どもや保護者に対して子どもの本や子どもの読書に関する情報を広く提供していきます。

子どもの本や読書について「ないせす」への掲載

試行中 → 本格実施

民間団体やボランティア団体等との連携・協力

財団法人東京子ども図書館やお話・読み聞かせボランティア団体等との連携・協力を深めるとともに、新たにボランティア団体相互の情報交換や研修の機会を設けます。

お話・読み聞かせボランティア団体の情報交換・研修会

未実施 → 年 2 回（新規）

乳幼児健康診査や育児相談と連携した、保護者に対する読書案内等の実施

乳幼児健康診査時に、保護者への乳児向け絵本のブックリストの配布と掲載絵本の展示を継続して実施します。

乳幼児健康診査でのブックリストの配布と絵本の展示

59 回 → 内容の充実

保健福祉センターで実施している育児相談の中で「絵本講座」を実施し、これから読書をはじめ子どもやその保護者のために、図書館職員やボランティアによる絵本の読み聞かせなどを通じて、本にふれることの大切さを伝えていきます。

育児相談の中での「絵本講座」の実施

未実施 → 4 回（新規）

区内医療機関への絵本の長期貸出

区内医療機関（小児科、産婦人科、耳鼻科、歯科）の待合室で子どもやその保護者が手にとれるよう、区立図書館の絵本を長期貸し出ししていますが、今後順次その内容の更新・充実を図っていきます。

区内医療機関への絵本の長期貸出

43 か所 800 冊 → 内容充実

学校を通じた保護者への働きかけ

区立小・中学校は各学校図書館だより等で本の紹介をしたり、読書のすすめを呼びかけたりしていますが、家庭に向けての子どもの読書に関する情報発信の働きかけを更に強めます。

保護者向け読書啓発資料の配布

37 校 → 全校で配布

児童館等地域の子ども施設での読書活動の推進

区立図書館の団体貸出や、区立図書館の本の再活用などにより、子どもが本にふれる機会を増やしていきます。

区立図書館の団体貸出登録をしている児童館等地域の子ども施設

20 か所 → 25 か所

おはなし会を地域のお話・読み聞かせボランティアの協力により開催するなど、子どもの読書活動支援の取り組みをひきつづき実施します。

児童館等地域の子ども施設でのおはなし会実施回数（1施設あたり平均）

年 5 回 → 年 7 回

2 図書館

<子どもの読書活動支援の核として…図書館の果たすべき役割>

図書館は読書活動と資料に関する専門的機関として、子どもの読書活動を積極的に推進する必要があります。

来館する子どもに対するサービスだけでなく、広く中野の子どもや保護者に読書に関する情報や機会を提供します。

また、学校や地域の子ども施設などが行う、子どもの読書に関わる事業について働きかけ、実施を積極的に支援していきます。

(1) 図書館における読書活動の意義と現状

子どもにとって、図書館は子どもの発達段階にふさわしい、豊富な種類と量の本を備え、心地よい空間の中で、未知の世界が目の前に広がるのを実感させてくれる施設です。

また、図書館には、本と子どもを結び付けることができる読書の専門家としての職員がおり、子どもの読書活動を推進する取組を行っています。

子どものための図書館は新刊図書を提供するだけでなく、長年読みつがれて評価の定まった作品を、次の世代に手渡していくことが必要です。区立図書館ではそのような「基本図書」を常備しており、子どもにより良い本を提供するように努めています。

また、区立図書館では子どもたちが本を選ぶのに参考となるように、年齢に応じたブックリストを作成しています。図書館ホームページには、「こどもページ」を設けて、わかりやすさに配慮した表示や、図書館からのおすすめ本の紹介を行い、読書へのきっかけづくりをしています。

これから読書を始めようとする乳幼児に対しては保護者への子どもの読書についてのメッセージを含めたブックリストを毎年作成・配布するだけでなく、前述したように、区内医療機関に絵本を貸し出し、待ち時間に絵本にふれてもらうという試みを開始しています。また、保健福祉センターで実施される乳幼児健康診査の際にも参加者へのブックリストの配布とブックリスト掲載絵本の展示を行っています。

一方、中学生や高校生にあたる世代に対しては、この時期特有の考え方や関心に合わせた図書やサービスを提供する必要があり、その拠点となるコーナーを「YA〔ヤングアダルト：Young Adult(注1)〕コーナー」と名づけ、平成17年度までに全館に設置しました。

また、図書館を利用したことのない子どもや読書にあまり関心のない子どもたちに対しても、区立図書館は「たなばた会」や「クリスマス会」など子ども向け行事を実施し、図書館への来館を促す工夫をしています。

保護者に対しては、「児童書講座」を実施し、子どもの本の選び方や子どもへの手渡し方を伝えるなど、子どもの読書についての意識向上に努めています。

さらに、図書館は区内小・中学校と連携して、子どもの読書活動推進に取り組んでおり、団体貸出により、読み物や調べ学習用の資料などを幅広く提供したり、図書館見学会や図書館職員による学校に出向いてのブックトーク(注2)を実施しています。

子どもの読書活動を支援していくためには、図書館と地域の民間団体やボランティア団体等との連携・協力を図っていくことが重要です。

区内には、子どもの読書を専門にした私立図書館である、財団法人東京子ども図書館があり、中野区の図書館運営協議会への参加や図書館主催行事への講師派遣な

ど、連携・協力をすすめています。また、区立図書館で行うおはなし会は区内の多数のボランティア団体の協力を得て実施されています。

(注1) YA (ヤング・アダルト: Young Adult)

13~18歳までを指すことば。若い大人という意味で、1920年代以降、アメリカの図書館で使われ始めた。

(注2) ブックトーク

あるテーマのもとに何冊かの本を集め、グループの子どもの前で、それらを順序よく紹介すること。

(2) 今後の図書館における読書活動推進の取り組み

児童図書資料の充実

図書資料の収集にあたっては、長く読みつがれて、評価の定まった本については子どもたちが常に手にとれるように努めます。また、子どもたちの読書経験、日本語能力の違い、関心の多様化などに応じ、挿絵の多い本や表現のやさしい記述の本、英語、中国語、ハングルなど日本語以外の資料なども含め、幅広い観点から収集を行います。

年間児童書購入冊数(全8館)

8,500冊 → 拡充

読書案内の充実

各年齢層のブックリストに加え、各館独自の子ども向け図書館だよりを作成し、子どもたちへの読書案内を充実させます。

子ども向け図書館だよりの発行

4館 → 8館

乳児向けサービスの充実

乳幼児健康診査時に保護者への乳児向け絵本のブックリストの配布と掲載絵本の展示を継続して実施します。(再掲)

乳幼児健康診査でのブックリストの配布と絵本の展示

59回 → 内容の充実

保健福祉センターで実施している育児相談の中で「絵本講座」を実施し、これから読書をはじめ子どもやその保護者のために、図書館職員やボランティアによる絵本の読み聞かせなどを通じて、本にふれることの大切さを伝えていきます。(再掲)

育児相談の中での「絵本講座」の実施

未実施 → 4回(新規)

区内医療機関への絵本の長期貸出

区内医療機関(小児科、産婦人科、耳鼻科、歯科)の待合室で子どもやその保護者が手にとれるよう、区立図書館の絵本を長期貸し出ししていますが、今後順次その内容の更新・充実を図っていきます。(再掲)

区内医療機関への絵本の長期貸出

43か所 800冊 → 内容充実

青少年サービスの充実

各館のYAコーナーの展示方法の工夫や内容の充実をはかるとともに、この世代が図書館に親しみを感じられるような利用者参加などの取組の実施を検討していきます。

YAコーナーを設置している図書館

8館 → 内容充実

障害のある子どもへのサービス

子ども向けの点字雑誌や録音図書を提供するとともに、朗読サービスを実施していますが、PRを行うなどして利用の拡大に努めます。

子ども向け録音図書の提供と朗読サービスの実施

実施中 → 継続

保護者に対する啓発

各地域図書館において、保護者の読書意識の向上を図るため、図書館職員やボランティアの力を活用して、新たに「絵本講座」を実施します。(再掲)

各地域図書館における「絵本講座」の実施

未実施 → 8回(新規)

各館に保護者が子どもにどんな本を読ませたらよいか、子どもへの読書のすすめ方などを知るために「児童書研究コーナー」を設置し、子どもの読書について自主的に学べるような環境を整備します。

児童書研究コーナーを設置している図書館

6館 → 8館

図書館ホームページや教育委員会生涯学習広報紙「ないせす」等を活用して、子どもや保護者に対して子どもの本や子どもの読書に関する情報を広く提供していきます。(再掲)

子どもの本や読書について「ないせす」への掲載

試行 → 本格実施

民間団体やボランティア団体等との連携・協力

財団法人東京子ども図書館やお話・読み聞かせボランティア団体等との連携・協力を深めるとともに、新たにボランティア団体相互の情報交換や研修の機会を設けます。(再掲)

お話・読み聞かせボランティア団体の情報交換・研修会

未実施 → 年2回(新規)

学校との連携強化

学校へ団体貸出の利用を呼びかけ、団体貸出の利用拡大を図るとともに、団体貸出専用図書の充実を図ります。

団体貸出専用図書

6,800冊 → 拡充

教員向けの区立図書館利用案内パンフレットの充実を図り、区立図書館の学校向けサービスの活用を促進します。

教員向けの区立図書館利用案内パンフレット

全教員に配布 → 内容充実

ブックトークの実施にあたっては、各学校の実施希望にできるだけ広く応じられるよう体制を整えます。

ブックトーク実施校

11校 → 拡充

学校教職員と区立図書館職員との合同研修会を継続して実施します。

合同研修会

小・中学校（年 1 回開催） → 内容充実

私立、国立小・中学校との連携

区立以外の小・中学校に対しても、区立図書館の団体貸出や、ブックリストの配布など、子どもの読書活動を推進するための連携を引き続き強化していきます。

私立、国立小・中学校への団体貸出実施

2 校 → 拡充

3 学校

<子どもの成長に応じた読書機会の提供・・・学校が果たすべき役割>

学校は、子どもたちの読書活動を推進し、読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。

子どもたちが読書の楽しさや奥深さを体験して、自主的な読書習慣を身につけられるよう、本に親しむ機会を積極的に作っていきます。

また、調べ学習など、子ども自身が本を活用して、問題解決や視野を広げるという体験も大切です。そのため、学校図書館を計画的に利用し、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を支援していきます。

(1) 学校における読書活動の意義と現状

子どもたちが日々通い、多くの時間を過ごす学校という場において、読書意欲を高めるための働きかけを行うことは、大変重要なことです。

文字を読むことを覚えた子どもたちにとって、まず大切なことは、楽しんで読書しようとする態度であり、そのような態度が育つように周囲の大人が支援することです。やがて、子ども自身に本を読む力が少しずつ身についてくると、読んだ内容や疑問に思ったことなどに関連した他の本を探して読むなど、幅広く読書しようとする態度を育てることが大切になります。

学校においては、このような子どもたちの成長段階や多様な興味・関心に対応できるように配慮しながら、読書や図書館利用などについて継続的に指導していく必要があります。

とりわけ、学校図書館は日常的な読書の機会を提供する場であり、また、調べ学

習など多様な学習活動を行うために必要な資料・情報を得る場としても、重要な役割を担っています。

学校図書館の蔵書については、教育内容に合った内容の質の高い本で、授業に活用できる本を揃えることが必要です。なお、蔵書冊数については、その一つの指標として国が「学校図書館図書標準」を定めています。平成18年9月末現在、中野区立の小学校では29校中23校(=79.3%)が、中学校では14校中6校(=42.9%)の計29校が、基準冊数を保有しています。全国の平均値(平成16年3月末現在、文部科学省調査による)が小学校37.8%、中学校32.4%であることと比較すると、整備が進んでいることがわかります。

また、区立小・中学校には学校図書館指導員が配置され、教員との協力の下に、学校図書館の運営、子どもたちに対する読書指導、図書資料の選定、区立図書館との連絡調整等の業務を行っています。図書館指導員は、本の紹介や展示など、各学校の実情に合わせて様々な工夫を行いながら、子どもたちの学校図書館の利用促進に努めています。

現在、各学校において様々な読書活動推進の取り組みを行っていますが、その一つとして、区立小・中学校の全校で、「朝読書」など一斉読書活動を実施しています。また、本の読み聞かせやブックトークは、多くの小・中学校で実施されており、全校あげて読書感想文コンクールに参加している学校や、必読書・推薦図書を定めている学校もあります。

小・中学校教育研究会等、教職員による独自の取り組みも行われています。区立小学校の教員が合同で、児童向けの図書館利用の案内書「たのしい図書館」を作成したり、児童書や読書指導をテーマとした、教員向けの研修会を実施するなど、児童の図書館利用や教員の読書指導技術の向上に向けての活動が行われています。また、夏休み等の長期休業日前には、区立図書館と連携して「おすすめ本」のリストを作成・配布し、子どもの年齢層に応じた図書の紹介や、読書感想文コンクールの審査、読書感想文集「わたしたちの読書記録」の作成などを通じて、子どもたちが様々な本を知る機会を提供しています。

(2) 今後の学校における読書活動推進の取り組み

学校図書館の充実

子どもの多様な興味・関心に応え、知的な刺激を与えるきっかけとなるような本を整備し、蔵書の充実を図るとともに、専門的知識をもつスタッフが子どもの読書活動を支援していきます。また、図書館を活用した授業の展開に寄与するため、学習情報センターとしての機能の充実を図ります。

学校図書館図書標準達成校

小・中学校計 29校 → 全校

蔵書管理と検索の円滑化を図るため、コンピュータの導入を検討します。

コンピュータ導入の検討

未実施 → 検討

学校図書館の利用拡大

学校図書館の放課後などの利用を拡大します。また、就学前の子どもとその保護者を対象として、施設整備や図書の実を回り、学校図書館の地域利用の拡大を図ります。(再掲)

地域に開放されている学校図書館

未実施 → 3 か所(新規)

各学校における取り組み

一斉読書など、子どもが本に親しむきっかけづくりを継続していきます。

一斉読書を実施している学校

全校 → 継続

学校を通じた保護者への働きかけ

区立小・中学校は各学校図書館だよりで本の紹介をしたり、読書のすすめを呼びかけたりしていますが、家庭に向けての子どもの読書に関する情報発信の働きかけを更に強めます。(再掲)

保護者向け読書啓発資料の配布

37 校 → 全校で配布

小・中学校教育研究会による取り組み

児童向け手引書「たのしい図書館」は 1・2 年生用、3・4 年生用、5・6 年生用の 3 種類を発行し、全児童に配布していますが、その内容を改訂・充実し、図書館活用に向けた教育の充実を図ります。

「たのしい図書館」の発行

全児童に配布 → 改訂・内容充実

区立図書館と連携した「おすすめ本」リストの作成・配布を継続的に実施します。

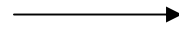
「おすすめ本」リストの作成・配布

年 3 回全児童に配布 → 継続

児童・生徒の読書の動機づけとなる、中野区の読書感想文集「わたしたちの読書記録」の発行や読書感想文コンクールへの参加を継続して実施します。

読書感想文コンクール参加校

27校



拡充

区立図書館との連携強化

学校は、区立図書館による団体貸出や授業支援を積極的に活用して、各学校における読書指導や学習の充実を図ります。また、区立図書館の見学や体験学習の機会を積極的に設定して、子どもたちが学校図書館以外の読書の機会を活用できるよう支援していきます。

区立図書館見学会の実施

38回



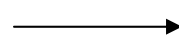
拡充

私立、国立小・中学校との連携

区立以外の小・中学校に対しても、区立図書館の団体貸出や、ブックリストの配布など、子どもの読書活動を推進するための連携を引き続き強化していきます。(再掲)

私立、国立小・中学校への団体貸出実施

2校



拡充

別 表

計 画 事 業 一 覧

(印は新規事業)

	項 目	事 業 内 容
家庭・地域	地域ぐるみの読書に関する理解促進	「子ども読書の日」を中心とした普及・啓発活動の実施 図書館ほか
	幼稚園・保育園での読書教育の充実	絵本コーナーの充実 幼稚園、保育園、図書館 区立図書館から、保護者に向けての絵本・読み聞かせに関する情報提供 図書館、幼稚園、保育園
	学校図書館の利用拡大	学校図書館の放課後などの利用拡大及び就学前の子どもとその保護者を対象とした地域開放 教育経営分野、学校教育分野、図書館
	家庭での絵本の読み聞かせや子どもの読書への支援	児童書講座の実施 図書館
		各地域図書館における「絵本講座」の実施 図書館 図書館ホームページや教育委員会生涯学習広報紙「ないせす」等を活用した、子どもの本や子どもの読書に関する情報提供 図書館、生涯学習分野
	地域のお話・読み聞かせボランティア団体の育成や活動の支援	お話・読み聞かせボランティア団体相互の情報交換・研修会の実施 図書館、子ども育成分野
	乳幼児健康診査や育児相談と連携した、保護者に対する読書案内等の実施	保健福祉センターにおける乳幼児健康診査でのブックリストの配布及び絵本の展示 保健福祉センター、図書館
		育児相談の中での「絵本講座」の実施 保健福祉センター、図書館
	区内医療機関への絵本の長期貸出	区内医療機関に対する区立図書館の絵本の長期貸出の実施 図書館
	学校を通じた保護者への働きかけ	保護者向け啓発資料の配布 学校、図書館
児童館等地域の子ども施設での読書活動の推進	区立図書館の団体貸出や区立図書館の本の再活用などによる子どもが本にふれる機会の拡充 子ども育成分野、図書館	
	児童館等地域の子ども施設でのお話・読み聞かせボランティアの協力によるおはなし会の実施 子ども育成分野、図書館	
図書館	児童図書資料の充実	長く読みつがれて、評価の定まった本の常備及び読書経験、日本語能力の違い、関心の多様化などに応じた幅広い観点からの収集 図書館
	読書案内の充実	各地域図書館での子ども向け図書館だよりの発行 図書館

図 書 館	乳児向けサービスの充実	保健福祉センターにおける乳幼児健康診査でのブックリストの配布及び絵本の展示（再掲） 保健福祉センター、図書館 保健福祉センターにおける育児相談の中での「絵本講座」の実施（再掲） 保健福祉センター、図書館
		区内医療機関に対する区立図書館の絵本の長期貸出（再掲） 図書館
	青少年サービスの充実	Y A コーナーの充実とY A 世代が図書館に親しみを感じられるような取り組みの実施の検討 図書館
	障害のある子どもへのサービスの充実	子ども向け録音図書の提供と朗読サービスの実施 図書館
	保護者に対する啓発	各地域図書館における「絵本講座」の実施(再掲) 図書館
		「児童書研究コーナー」の全図書館での設置 図書館 図書館ホームページや教育委員会生涯学習広報紙「ないせす」等の活用による子どもや保護者への子どもの本や子どもの読書に関する情報の提供 生涯学習分野、図書館
民間団体やボランティア団体等との連携・協力	財団法人東京子ども図書館との連携・協力の強化及びお話・読み聞かせボランティア団体相互の情報交換・研修会の実施（再掲） 図書館	
学校との連携	団体貸出の利用拡大及び団体貸出専用図書の充実 学校、図書館	
	区立図書館の学校向けサービスの活用促進 学校、図書館	
	ブックトークの充実 学校、図書館	
	学校教職員と区立図書館職員との合同研修会の実施 学校、学校教育分野、図書館	
	私立、国立小・中学校に対する団体貸出やブックリストの配布など、子どもの読書活動推進のための連携強化 図書館	
学 校	学校図書館の充実	蔵書の充実及び図書館を活用した授業の展開に寄与するための学習情報センター機能の充実 学校、学校教育分野 蔵書の管理・検索円滑化のためのコンピュータ導入の検討 教育経営分野、学校教育分野、学校
	学校図書館の利用拡大（再掲）	学校図書館の放課後などの利用拡大及び就学前の子どもとその保護者を対象とした地域開放 再掲 教育経営分野、学校教育分野、図書館
	各学校における取り組み	一斉読書など、子どもが本に親しむきっかけづくりの継続 学校、学校教育分野

学 校	学校を通じた保護者への働きかけ	家庭に向けての子どもの読書に関する情報発信の強化 学校
	小・中学校教育研究会による取り組み	児童向け手引書「たのしい図書館」の内容改訂等図書館活用に向けた教育の充実 学校、学校教育分野
	小・中学校教育研究会による取り組み	区立図書館と連携した「おすすめ本」リストの作成・配布の継続 学校、図書館
		読書感想文集「わたしたちの読書記録」の発行や読書感想文コンクールへの参加継続 学校、学校教育分野
	区立図書館との連携強化	区立図書館による団体貸出や授業支援の積極的活用による、学校における読書指導や学習の充実。区立図書館見学や体験学習の機会の設定による、子どもたちが学校図書館以外の読書の機会を活用するための支援。 学校、学校教育分野、図書館
私立、国立小・中学校との連携	私立、国立小・中学校に対する区立図書館団体貸出やブックリストの配布等の連携の強化 図書館	

参考資料

区立図書館の子どもの登録者数

区立図書館の児童書収蔵状況

区立図書館の児童個人貸出冊数(小学生以下の子ども:過去10年間の推移)

区立図書館団体登録数

(学校・幼稚園・保育園・子ども施設等児童関係団体:過去10年間の推移)

区立図書館団体貸出冊数

(学校・幼稚園・保育園・子ども施設等児童関係団体:過去10年間の推移)

区立図書館の子ども関係行事实績

(ア)子どもを対象にした行事

(イ)大人を対象にした子ども読書関係行事

区立図書館と学校との連携実績

(ア)ブックトーク

(イ)図書館見学会

区立小・中学校の学校図書館の蔵書状況

子どもの読書活動の推進に関する法律

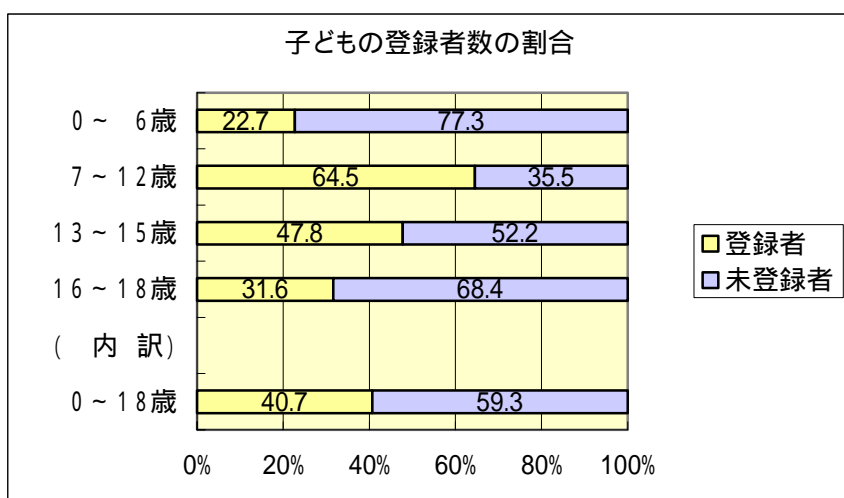
子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(概要)

東京都子ども読書活動推進計画(概要)

区立図書館の子どもの登録者数

平成 18(2006)年 10 月 1 日現在

	登録者数 (人)	住民基本台帳 人口 (人)	登録率 (%)
0～18歳	13,628	33,499	40.7
0～6歳	2,822	12,447	22.7
7～12歳	6,529	10,107	64.6
13～15歳	2,415	5,048	47.8
16～18歳	1,862	5,897	31.6



区立図書館の児童書収蔵状況

平成 18(2006)年 3 月 31 日現在(冊)

	知識の本	物語	絵本	紙芝居	計
中央	21,814	22,003	24,501	1,323	69,641
本町	5,409	4,399	4,525	751	15,084
野方	4,076	4,468	3,682	507	12,733
南台	7,293	4,736	4,933	815	17,777
鷺宮	5,670	5,497	4,885	629	16,681
東中野	6,787	5,797	5,752	640	18,976
江古田	5,280	4,884	5,015	745	15,924
上高田	5,572	5,458	6,574	824	18,428
合計	61,901	57,242	59,867	6234	185,244

区立図書館の児童個人貸出冊数

(小学生以下の子ども：過去10年間の推移)

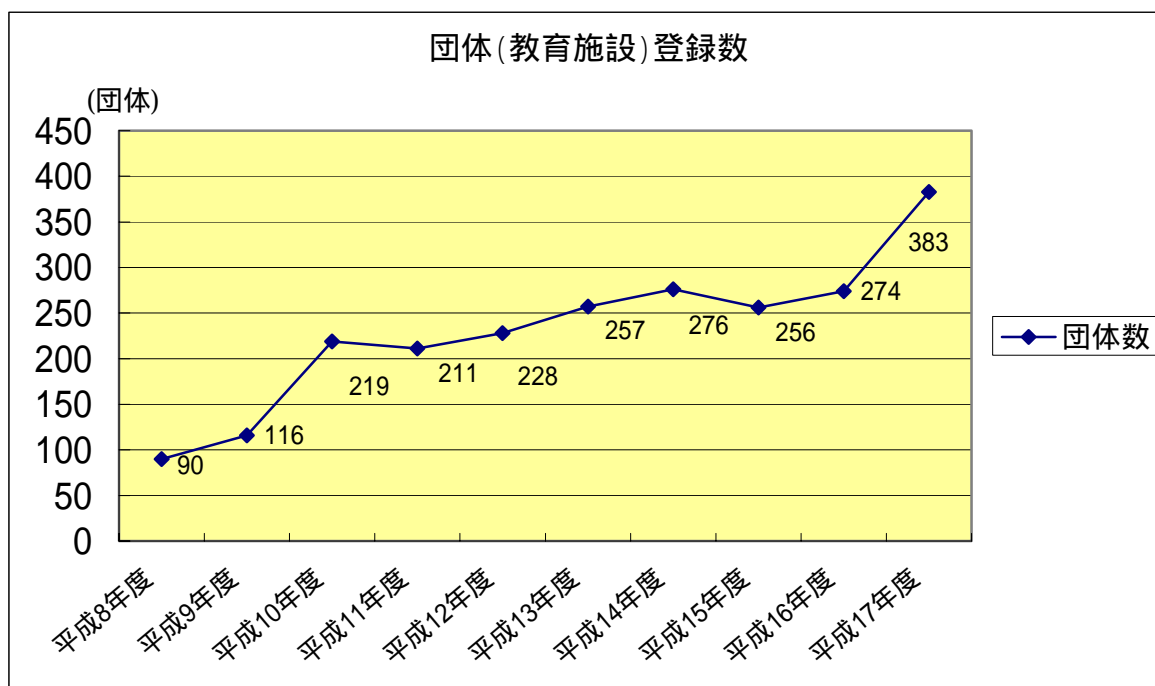
	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
中央	91,343	85,488	96,764	96,909	103,072	100,757	101,239	102,578	101,729	94,631
本町	26,847	22,820	23,703	24,311	21,635	19,497	23,923	21,323	24,982	27,330
野方	29,700	26,760	28,509	28,699	28,206	26,328	27,193	27,073	33,946	34,657
南台	34,419	31,470	32,999	31,799	29,864	28,275	28,700	26,185	27,756	25,756
鷺宮	36,363	28,852	26,647	25,993	24,528	22,492	23,798	22,610	26,855	30,083
東中野	25,571	17,977	18,836	19,583	16,304	15,716	15,158	12,946	16,362	16,699
江古田	42,950	38,303	38,658	36,147	35,129	32,517	31,614	30,834	35,867	35,764
上高田	33,717	29,585	29,421	24,819	24,901	23,835	24,385	25,460	25,870	24,558
合計	320,910	281,255	295,537	288,260	283,639	269,417	276,010	269,009	293,367	289,478

区民以外の子どもへの貸出冊数を含む。

平成17年度の区民の小学生以下の子どもの貸出冊数は259,478冊。

区立図書館の団体登録数

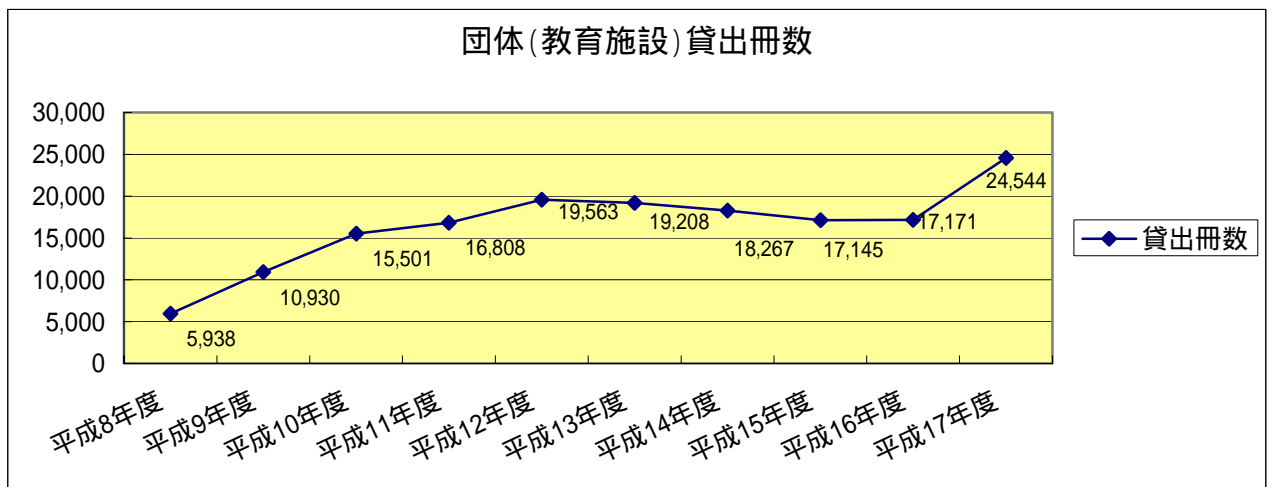
(学校・幼稚園・保育園・子ども施設等教育施設：過去10年間の推移)



平成8～14年度は一般団体登録数を含む。

区立図書館団体貸出冊数

(学校・幼稚園・保育園・子ども施設等教育施設：過去10年間の推移)



平成8～14年度は一般団体貸出冊数を含む。

区立図書館の子ども関係行事实績 (平成17(2005)年度)

(ア) 子どもを対象とした行事

区分		中央	本町	野方	南台	鷺宮	東中野	江古田	上高田	計
お話し会	実施回数	194	46	59	48	46	49	58	48	548
	参加人数	2,899	575	632	498	545	923	972	769	7,813
七夕会	実施回数	1	1	1	1	1	1	1	1	8
	参加人数	59	50	57	26	50	89	62	16	409
クリスマス会	実施回数	1	1	1	1	1	1	1	1	8
	参加人数	76	66	54	20	65	65	75	31	452
子ども会	実施回数	4	3	2	1	0	1	1	1	13
	参加人数	180	74	99	17	0	23	28	22	443

(イ) 大人を対象とした子ども読書関係行事

事業内容		回数	参加人数 (人)
講演会	第13回児童書講座 「アンデルセン文学への旅 - スライドでたどるアンデルセン童話の世界」	1	63
	「世界の子どもの本展」記念講演会	1	72
展示会	「アンデルセン文学への旅 池田正孝氏写真展」	1	245
	「世界の子どもの本展 2004年度国際アンデルセン賞・IBBY オナーリスト受賞図書」	1	400
その他	中野区子どもの読書活動推進実行委員会事業		226
	「絵本とおはなしの会 - 子どもと絵本を楽しむヒントー」	9	
	「児童館・図書館を活動の場に行っているボランティア団体のための研修会」	1	
	「学校を活動の場に行っているお話・読み聞かせのPTA・ボランティア団体のための研修会」	1	
	「小・中学校教員・司書教諭・学校図書館指導員向けステップアップ研修会」	4	

区立図書館と学校との連携実績 [平成17(2005)年度]

(ア) ブックトーク

実施学校数	実施回数	クラス数	人数
11	19	31	931

(イ) 図書館見学会

区分	中央	本町	野方	南台	鷺宮	東中野	江古田	上高田	計
回数	20	2	3	4	2	1	5	1	38
人数	459	80	196	164	109	23	92	44	1,167

区立小・中学校の学校図書館の蔵書状況〔平成18(2006)年9月末現在〕

(ア) 区立小学校蔵書数

蔵書数	学校数
～ 7,000冊未満	1校
7,000冊～ 8,000冊未満	7校
8,000冊～ 9,000冊未満	9校
9,000冊～ 10,000冊未満	7校
10,000冊以上	5校
計	29校

一校あたり平均……………8,766冊

学校図書館図書標準を満たしている小学校……………23校(79.3%)

(イ) 区立中学校蔵書数

蔵書数	学校数
～ 7,000冊未満	2校
7,000冊～ 8,000冊未満	4校
8,000冊～ 9,000冊未満	4校
9,000冊～ 10,000冊未満	2校
10,000冊以上	2校
計	14校

一校あたり平均……………8,537冊

学校図書館図書標準を満たしている中学校……………6校(42.9%)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(概要)

第1 はじめに

本計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として定める。

本計画は、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにする。

第2 基本的方針

- 1 子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、図書資料の整備等、諸条件の整備・充実に努める。
- 2 学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携・協力した取組の推進と必要な体制の整備に努める。
- 3 子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

第3 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭教育に関する学習機会の提供や「家庭教育手帳」等の配布を通じて、親に対し、読書の重要性についての理解の促進を図る。

図書館や児童館において、読み聞かせやお話し会などの活動を実施するとともに、地域のボランティアの参加を一層促進するよう促す。

モデル事業の実施等を通じ、公立図書館を中心とした、保健所、民間団体等が連携した取組の充実に努める。

「子どもゆめ基金」による助成により、民間団体の活動を支援する。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

学習活動を通じて、児童生徒の読書活動の一層の推進を図る。また、「朝の読書」等の奨励や各学校が目標を設定することにより、読書習慣の確立を促すとともに、学校図書館を活用した指導の充実や教職員の指導力の向上を図る。

学校と家庭・地域が連携して読書活動を推進するモデル事業を実施する。また、先進事例の情報交換や研究協議などにより、司書教諭等学校関係者の意識高揚を図る。

障害のある子どもの読書活動の支援について、検討を進める。

幼児期から絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員、保育

士、保護者等の理解を促進する。また、子どもの読書の機会が多様になるよう工夫する。

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

(1) 地域における子どもの読書環境の整備

図書館未設置の市町村に対して、その整備を促す。また、図書館設置済みの市町村に対しても、公民館図書室の整備等を促す。

地方交付税措置により、各地方公共団体において、公立図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう促す。

公立図書館において、移動図書館車の整備、情報検索システムの導入、利用者用コンピュータの設置を推進する。また、児童室等の整備を促す。

司書等の養成・研修の充実を図る。また、司書の適切な配置を促す。

障害のある子ども向けの蔵書の充実や貸出・閲覧業務の推進を促す。また、点訳・朗読奉仕員の養成等により、条件整備に努める。

(2) 学校図書館等の整備・充実

公立義務教育諸学校について、平成14年度から5ヵ年の地方交付税計画(毎年約130億円、5年間総額約650億円)に沿って、学校図書館図書資料を約4千万冊整備することを目指す。そこで、各地方公共団体において、その計画的な整備が図られるよう促す。また、私立学校についても図書資料整備の支援を図る。

学校図書館へのコンピュータの整備やインターネット接続を推進する。また、地域の学校等の蔵書の共同利用化の促進を図るモデル事業を実施し、その成果の普及を図る。

平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭を必置することとされており、司書教諭養成講習を実施して発令の促進を図る。また、司書教諭と教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮を促すとともに、司書教諭の役割等についての理解を図る。

学校図書館担当事務職員について、各地方公共団体の取組例を紹介して、その配置を促す。また、学校図書館における活動等を支援するため、地域のボランティア等の人材の活用を促す。

幼稚園や保育所において、図書スペースの確保、図書の整備、選書の工夫を促す。

3 図書館間協力等の推進

図書館間、図書館と学校図書館、図書館と大学図書館との連携・協力の推進を促す。

ブックスタート活動の実施など図書館と様々な機関との連携・協力の推進を促す。

国際子ども図書館と学校図書館・図書館との連携・協力の推進が期待される。

4 啓発広報等

「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業の実施に努め、この日を中心とした全国的な啓発広報を推進する。

子どもの読書活動の実態や様々な取組などの各種情報を収集する。そして、文部科学省のホームページに専用のページを設けて関連情報を掲載するとともに、関係機関・団体等のホームページにリンクさせるなどして関連情報を広く提供する。

優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、優れた取組の奨励を図る。

社会保障審議会福祉文化分科会の推薦する図書の周知・普及を図る。

第4 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制等

関係府省間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、地方公共団体、民間団体等との連携をさらに深める。

地域における、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制の整備を支援する。また、地方公共団体間の連携・協力の推進を促す。

民間団体間の連携・協力体制の整備の推進を支援する。

2 財政上の措置

本計画に掲げられた各種施策の実施のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体が実施する施策の費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

東京都子ども読書活動推進計画(概要)

(家庭・地域等)

第1 家庭・地域等における読書活動の推進

1 家庭・地域

家庭・地域における子どもの読書活動が推進されるよう、保護者や大人に対して読書の重要性を伝える普及・啓発活動を行うとともに、区市町村が行う事業に対する援助に努める。

【東京都の取組】

読書活動推進資料の作成、子どもの読書に関する調査の実施、人材情報の発信

【区市町村に期待される役割】

子育て支援事業における読書活動の推進、図書館員、保育士、児童館指導員等の研修と交流、ボランティアの育成、地域の読書団体(家庭・地域文庫)への支援

2 図書館

都立図書館は、東京都における子ども読書活動の拠点として、広域的立場から子どもの読書活動を推進する。区市町村立図書館の推進事業を積極的に支援するとともに、自らも様々な事業を企画していく。

【東京都の取組】

「都立図書館こども(ホーム)ページ」の開設、読書活動に障害のある子どもへの支援、外国語の児童図書の情報提供、児童サービスの専門的職員・ボランティアリーダーの育成

【区市町村に期待される役割】

児童サービスの充実、乳幼児・外国人児童生徒等へのサービス、専門的人材の育成・配置等

3 児童館、その他施設

東京都は、東京都児童会館における子どもの読書活動を推進するほか、保健所・保健センターでの健康診査や相談の場を活用した読書活動推進事業を支援する。

【東京都の取組】

東京都児童会館における読書活動推進事業の実施(福祉局)
保健所・保健センターにおける読書活動推進のための支援(健康局)

【区市町村に期待される役割】

児童館や公民館における読書活動推進事業の実施、保健所・保健センターにおける読書活動推進

第2 家庭・地域等における読書活動を推進するための施設・設備の充実

1 図書館の計画的な整備・充実

東京都は、子どもの読書活動推進の核となる施設である東京都内の公立図書館の充実、振興を図る。

【東京都の取組】

東京都内の公立図書館の振興と援助、都立図書館における児童青少年資料、サービス施設の充実

【区市町村に期待される役割】

児童青少年資料の充実、児童青少年コーナーの整備

第3 啓発広報

東京都は、子どもの読書活動の推進について、理解と関心を深めるための普及・啓発事業を実施する。

【東京都の取組】

シンボルマークやキャッチフレーズの制定、「東京都子ども読書シンポジウム(仮称)」の開催
都立図書館における啓発広報の促進

(学校)

第1 学校における読書活動の推進

学校においては、子どもが読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を形成するとともに、学校図書館を計画的に利用し、子どもの主体的な読書活動を充実させる。

【学校における読書活動】

読書時間の確保、読書指導、総合的な学習の時間等における読書活動、学校図書館等の利用指導、図書委員会活動、幼児期における読書、障害に配慮した読書活動、学校図書館の人的配置、教職員の読書指導推進体制の確立、家庭への啓発 等

【東京都の取組】

読書活動推進校の指定、司書教諭等の研究・研修、「都立学校図書館運営の手引き(仮称)」の作成、啓発資料の作成、実践発表会の実施、顕彰制度

【区市町村に期待される役割】

司書教諭配置後の研修の充実、区市町村における特色ある活動

第2 学校における読書活動を推進するための学校図書館の充実

学校図書館は、「読書センター」としての役割と「学習情報センター」としての役割を担っていく。

【学校図書館の計画的な整備・充実】

図書資料の整備・充実、調査に基づいた学校図書館整備、障害のある子どもの読書に対する学校図書館整備、情報化の検討

第3 啓発広報

学校における優れた実践の紹介や顕彰することにより、子どもの読書活動を推進する。

【東京都の取組】

読書活動優秀実践校等の実践の紹介等

【区市町村に期待される役割】

学校の優れた読書活動の実践事例の収集及び紹介、子ども読書の日等に行われる行事の周知

（関係機関等の連携・協力）

第1 「東京都子ども読書活動推進会議(仮称)」の設置

東京都は、子どもの読書活動推進事業を総合的に企画・運営し、都、区市町村、民間団体等の連携・協力体制の整備について検討するため、推進会議を設置する。

第2 図書館等の連携・協力

1 学校と図書館等の連携・協力

都立図書館は、都立学校への支援サービスを通し、学校と公立図書館のよりよい連携を探り、学習活動や学校図書館の運営を支援する。

【東京都の取組】

司書教諭等の研修への支援、授業や課外活動への支援、推薦リストの作成、レファレンス・サービス、盲・ろう・養護学校との連携

【区市町村に期待される役割】

団体貸出し等資料の援助、図書館利用案内とブックリストの配布、学校訪問・学級招待等

2 図書館間の連携・協力

図書館の資料や情報の相互利用等の協力活動のほか、複数の都内公立図書館による共同事業の実施等、図書館間での連携・協力を推進する。

検 討 経 過

教育委員会における検討、協議等	関係団体・区民意見交換会等
H18.7.14 計画策定方針について協議	
H18.7～H18.11 「中野区子ども読書活動推進計画検討委員会」及び同作業部会を設置(検討委員会2回、作業部会3回開催)し、中野区子ども読書活動推進計画(事務局案)を作成	H.18.8.11 社会教育委員の会議において、意見聴取
	H18.9.27 中野区中学校PTA連合会から、意見聴取
	H18.10.5 各読書関係団体から、意見聴取 H18.10.13 中野区小学校PTA連合会から、意見聴取 H.18.10.16 中野区私立幼稚園連合会から、意見聴取 H.18.10.26 中野区図書館運営協議会から、意見聴取
H18.11.24 中野区子ども読書活動推進計画(素案)を決定	
	H18.12.6～H18.12.15 計画素案を公表するとともに、区民意見を募集 H18.12.9 計画(素案)にかかる意見交換会 H18.12.14 中野区青少年委員連絡協議会全体会において、計画(素案)の説明及び意見聴取

	<p>H18.12.19 社会教育委員の会議において、計画(素案)の説明及び意見聴取</p> <p>H18.12.22～H19.1.10 計画案を公表し、パブリック・コメントを実施</p> <p>H18.12.26 計画(素案)にかかる意見聴取結果及び教育委員会の考え方を公表</p>
<p>H19.1.26 パブリック・コメントの実施結果報告及び修正案協議</p>	
<p>H19.2.16 計画の決定</p>	

中野区子ども読書活動推進計画

平成 19 (2 0 0 7) 年 3 月 発行

(印刷物登録番号 18中教生第 1575 号)

発 行 中野区教育委員会事務局中央図書館
東京都中野区中野2-9-7
TEL 03(5340)5065